

第二次富士川町教育振興計画

「今を未来を力強く生きる『ふるさと富士川』人づくり」



令和4年5月

富士川町教育委員会

目次

第I章 教育振興計画の策定にあたって

- 1. 教育振興計画策定の趣旨 1
- 2. 教育振興計画の位置づけ 1
- 3. 教育振興計画の期間および進行管理 2
- 4. 教育振興計画策定にあたっての考え方 2

第II章 第二次富士川町教育大綱（令和4年度～令和8年度）

- 1. 概要 3
- 2. 基本理念・これからの富士川町教育における3つの柱 4

第III章 第二次富士川町教育振興計画（令和4年度～令和8年度）

- 1. 施策体系 5

第IV章 教育施策の具体的方向

- 1. 豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する
 - 施策1
「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成 7
 - 施策2
生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成 9
 - 施策3
家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進 . . . 10
 - 施策4
多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備 12
- 2. 夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する
 - 施策1
超スマート社会（Society5.0）の到来に向けた情報教育の充実 13
 - 施策2
国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成 14
 - 施策3
地球規模の課題に対応し、社会の持続的な発展を牽引する力の育成 15
- 3. 自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える
 - 施策1
人生100年時代を見据え、生涯にわたる学習環境を支える環境の充実 16
 - 施策2
ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実 . . . 18
 - 施策3
地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実 19

第 I 章 教育振興計画の策定にあたって

1. 教育振興計画策定の趣旨

富士川町教育委員会では、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度に第一次富士川町教育振興計画（以下「第一次計画」という。）を策定し、「今を未来を力強く生きる『ふるさと富士川』人づくり」を基本理念に掲げ、3 つの基本目標と 5 つの施策体系のもと、様々な事業に取り組んで参りました。

平成 27 年度には、富士川町総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整した結果、第一次計画の“目標”や“施策”の理念となる“方針”として、第一次富士川町教育大綱が策定されました。

また、国においては、平成 30 年 6 月に第 3 期教育振興基本計画が策定され、山梨県においても、令和元年 6 月に山梨県教育振興基本計画が策定されています。

社会状況を見渡すと、国際的にも様々な分野における急速な技術革新やグローバル化の進展が加速しており、国内では人口の一極集中化、地域間格差の拡大に歯止めが効かず、社会構造が一層複雑化しています。地域に目を向けると、地域コミュニティの衰退、子どもへの貧困の連鎖、教職員の長時間勤務など、諸課題が山積しています。

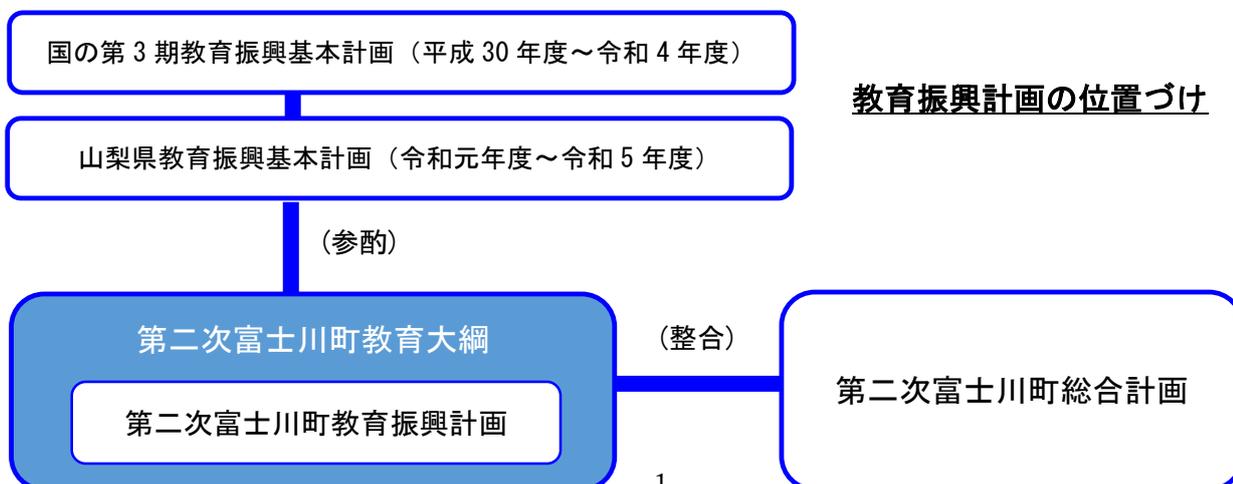
こうした社会の急速な変化や諸課題に対応するため、一人ひとりの多様な個性・能力を育み活かし、他者と協働し、「ふるさと富士川」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指すことは大切であり、教育の果たす役割は大変重要であります。

富士川町教育委員会では、第一次計画が令和 3 年度末に終了することから、令和 4 年度を初年度とする「第二次富士川町教育振興計画」（以下「第二次計画」という。）を策定いたします。

第二次計画は、第一次計画において掲げた基本理念を継承し、教育を取り巻く動向や第二次富士川町総合計画を踏まえ、国や県の第 3 期教育振興基本計画を参酌しながら、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間に取り組むべき施策を明らかにし、本町の教育の一層の推進を図ります。

2. 教育振興計画の位置づけ

第二次計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」に位置づけ、国の「第 3 期教育振興基本計画」や山梨県の「山梨県教育振興基本計画」を参酌し、さらには「第二次富士川町総合計画」との整合性を図り、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。



3. 教育振興計画の期間および進行管理

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても社会状況や地域状況の変化等により、見直しの必要が生じた際は、適宜計画を見直すこととします。

また、点検及び評価等のPDCAサイクルに沿って、

- ①計画の推進にあたっては、計画を実行性のあるものとするため進捗状況の点検及び見直しをします。
- ②点検にあたっては、教育委員会の計画に沿って施策が実施されているか、事務の点検・評価として実施し、その結果を公表します。
- ③点検・評価結果に応じた取り組みの見直しを行います。
- ④策定から5年を目途に見直し、新たな計画を策定します。

4. 教育振興計画策定にあたっての考え方

国や県の教育施策や動向等以下の資料を参考とします。

- ・国の第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）
- ・山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）（計画期間：令和元年度～令和5年度）

子どもや学校、家庭、地域の状況の調査分析を常に心掛け、今後の国・県の教育施策の動向も見据えながら、必要に応じ教育振興計画の内容を修正します。



第Ⅱ章 第二次富士川町教育大綱

第二次富士川町教育大綱(令和4年度～令和8年度)

～ 新しい時代の到来 ～

未来を創る、子どもたちの育成にあたって

今日の教育を取り巻く社会環境は、人生100年時代の到来、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新、環境問題など増大する地球規模の課題への対応(SDGs)、さらに、令和2年1月に国内で最初の感染者が発生した新型コロナウイルス感染症への対応などを背景に、大きな転換期を迎えています。

このような社会の変化を乗り越え、子どもたちが夢に向かって未来を創造し豊かな人生を歩んでいくために必要な力を身に付けることが、これからの教育における最も重要な課題であります。

本町では、第一次富士川町教育大綱・教育振興計画に基づき、町と教育委員会が連携を図りながら、教育の振興に取り組んでまいりました。

これまでの取組を継承し、さらなる発展へとつなげるとともに、新しい時代の到来を見据えた次世代の教育を目指し、重点的に進めるべき教育施策の基本的な方針を本大綱に掲げます。

平成23年度～令和3年度

第一次富士川町教育振興計画

平成27年度～令和3年度

第一次富士川町教育大綱

これまでの基本理念を引き継ぎ、新しい時代を見据えた教育へ

～新しい時代の到来～

- ・人生100年時代の到来
- ・超スマート社会(Society5.0)の到来
- ・増大する地球規模の課題
- ・グローバル化の加速 など…

令和4年度～令和8年度

第二次富士川町教育大綱・教育振興計画

未来を創るための力を身に付ける、子どもたちの育成を教育の中心に…

基本理念「今を未来を力強く生きる『ふるさと富士川』人づくり」

～ これからの富士川町教育における 3つの柱 ～

1 豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する

- 「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成
- 生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成
- 家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進
- 多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備

2 夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する

- 超スマート社会（Society5.0）の到来に向けた情報教育の充実
- 国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成
- 地球規模の課題に対応し、社会の持続的な発展を牽引する力の育成

3 自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える

- 人生100年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実
- ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実
- 地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実

本大綱に掲げる方針の遂行にあたりましては、「第二次富士川町教育振興計画」において詳細をお示しし、教育委員会と方向性を共有しながら、一丸となって、富士川町教育の振興に取り組んでまいります。

令和4年5月

富士川町長 望 月 利 樹

第Ⅲ章 第二次富士川町教育振興計画

1. 施策体系

町の基本理念「今を未来を力強く生きる『ふるさと富士川』人づくり」の達成に向けた取り組みとして、以下の施策体系に基づいて、関係機関との連携・協力のもと各種取り組みを展開します。

また、新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。こうした中でも、持続的に富士川町教育の振興のため、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、「新しい生活様式」と「ウイズコロナ」の視点を取り入れながら、各種取り組みを展開します。

1 豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する

(1) 「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成

- a. 確かな学力を伸ばす教育の充実
- b. 豊かな心の育成
- c. 健やかな体の育成
- d. 教職員の指導体制・指導環境の充実
- e. 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
- f. 不登校児童生徒に対する教育支援体制の充実
- g. 学校相談員による巡回指導

(2) 生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成

- a. 自他を尊重し、思いやりの心を育む人権教育の充実
- b. 心を育む道德教育の推進
- c. いじめに対する学校全体での取り組みの充実
- d. キャリア教育、職業教育の推進
- e. 少子化に対応した望ましい教育環境の実現
- f. 家庭や地域、学校の連携による家庭教育、幼児教育の充実

(3) 家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進

- a. 学校を核とした人づくり、地域づくりの推進
- b. 地域と一体となった青少年の健全育成の推進
- c. 子どもの読書環境づくりの推進
- d. 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す子育て支援の充実
- e. 安全・防災教育の充実

(4) 多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備

- a. 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

- b. 学校規模・学校配置の適正化の推進

2 夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する

(1) 超スマート社会（Society5.0）の到来に向けた情報教育の充実

- a. 学校のICT環境整備の充実
- b. 各教科等の指導におけるICT活用の推進
- c. 安全で快適な教育環境の整備

(2) 国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成

- a. 外国語教育・国際理解教育の推進

(3) 地球規模の課題に対応し、社会の持続的な発展を牽引する力の育成

- a. 地球規模の課題に対応する情報の収集と学習機会の提供
- b. 環境にやさしい町の実現に向けた環境教育の充実
- c. 総合的な学習の時間等を活用した、地球規模の課題に対応した学習機会の充実

3 自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える

(1) 人生100年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実

- a. 生涯学習を支える図書館機能の充実
- b. 学校図書館や保育機関との連携
- c. 町民一人ひとりが安心して気軽に活用できるよう町民会館の利用環境の整備
- d. 公民館活動の充実
- e. 生涯を通じた多様な学習機会の提供

(2) ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実

- a. 町民全体のスポーツ参画の推進
- b. 社会体育施設の有効利用と環境整備の促進
- c. スポーツ団体の支援
- d. スポーツを通じた生涯にわたる健康増進の推進

(3) 地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実

- a. 文化芸術に親しむ機会の充実
- b. 文化芸術活動への支援
- c. 文化財の保護・活用と伝統芸能の継承
- d. 文化施設の管理及び機能整備の充実

第IV章 教育施策の具体的方向

1. 豊かな感性・創造性を培い、社会を生き抜く力を育成する

施策1

「知育・徳育・体育」を中心に、バランスのとれた「生きる力」の育成

現状と課題

社会情勢の変化により学校教育を取り巻く環境は大きく変貌し、学力や体力だけでなく、社会性・規範意識、学習活動、生活習慣、問題行動等に関する課題が指摘されています。義務教育課程を終えた子どもたちは、グローバル化や少子化・高齢化等急激に変化する社会を生き抜いていかなければなりません。

学校教育の責務として、子どもたちに、自ら学び続ける意識を持ち、「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)」を中心とした、バランスのとれた、変化する社会を生き抜く力を身に付けさせることが求められます。

「確かな学力」では、全国学力・学習状況調査の結果からは、基礎的な学力はある程度身に付いているものの、自分の考えや何らかの問題について、要点をまとめて文章で記述することについては、課題があることが伺えます。基礎的な知識・技能と、その知識を活用して課題を解決するために自ら考え、判断し、表現する力を、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導により、集団のなかで習得させていく必要があると考えます。

また、「豊かな心」では、情報の多様化や情報通信機器の普及に伴って、子どもたちの理解を深め、学習に対する意欲を高める授業等も行われている一方で、インターネットを介した誹謗や中傷が原因の不登校に悩む児童生徒の心のケアに努める必要もあると考えます。

更に、「健やかな体」では、新体力テストの結果から、学校における身体能力、体力・運動能力向上のための取り組みが必要であると考えます。

施策の方向

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。

また、社会的自立を目指し、不登校の未然防止と不登校児童生徒に寄り添った支援を一層推進するため、教育支援体制の充実に努めます。

取り組み施策

- a. 確かな学力を伸ばす教育の充実
 - ・児童生徒の発達段階に応じた基礎学力向上のための教育の充実
 - ・習熟度に応じた少人数学級による教育環境の充実
 - ・学力向上フォローアップ事業「そよ風教室」の実施

- ・全国学力・学習状況調査、山梨県学力把握調査の実施
- ・学習意欲と学力向上を図る各種検定への助成
- b. 豊かな心の育成
 - ・自分と他者との関わりを見つめる「しなやかな心の育成」の推進
 - ・社会体験、自然体験、社会奉仕活動等、各教科等における体験活動の充実
- c. 健やかな体の育成
 - ・学校保健、学校給食及び食育等の推進
 - ・発達段階に応じた体力向上の推進
 - ・感染症など疾病と予防に向けた理解の推進
- d. 教職員の指導体制・指導環境の充実
 - ・各学校に配置した町費負担講師、支援員によるきめ細かな指導体制の充実（授業中における指導補助等）
 - ・優れた人材の確保
 - ・部活動指導員の配置の促進
- e. 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
 - ・学びを育む教育支援体制の整備
 - ・個別の指導、支援計画による支援体制の整備
 - ・就学事務、就学時健康診断の実施
 - ・富士川町障害児福祉計画に基づく、保健、医療、保育、教育関係機関との連携強化
- f. 不登校児童生徒に対する教育支援体制の充実
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用の充実
 - ・不登校に悩む保護者への取り組みの充実（家庭訪問やICTを活用した学習指導等）
 - ・ヤングケアラーに対する早期発見と必要な支援の充実
 - ・学校や県の教育関係機関と町との連携強化
- g. 学校相談員による巡回指導
 - ・様々な課題を抱えた児童生徒や保護者、教職員に対する相談支援体制の充実



（左：普通学級による授業の様子）

（右：特別支援学級による個別指導）

-
- ※1) スクールカウンセラー：公認心理師、臨床心理士の資格を有し、児童生徒・保護者などの心理相談・教育相談・助言を行う専門家。
- ※2) スクールソーシャルワーカー：社会福祉士の資格を有し、教職員・保護者等への助言・援助、福祉関係機関・団体との連絡調整を行う専門家。

施策 2

生命を尊び、家庭や子育てに夢を持つことができる豊かな心の育成

現状と課題

子どもたちは、家庭や学校、地域社会等との関わりのなかで、実体験を基に子ども同士や大人との関係性を学び、成長しています。また、社会・経済情勢の変化に伴って、人間関係の形成能力や意志伝達能力が培われにくい状況が生まれています。

この不安定な人間関係を原因の一つとして、学校教育の現場では、いじめ、暴力行為等の行動があると思われまます。

子どもたちが、お互いを尊重し、家庭や学校、地域等における好ましい人間関係を築きながら、安心して生活・学習できる環境を整備する必要があると考えます。

施策の方向

学校の教育活動全体を通じた系統的・組織的な指導計画の下、人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶に努めます。また、多様な価値観や考え方を児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実に努めます。

取り組み施策

- a. 自他を尊重し、思いやりの心を育む人権教育の充実
 - ・一人ひとりの自己肯定感を育む支援の充実
 - ・自他の権利意識を高め合う支援の充実
 - ・人権擁護委員や民生児童委員との連携の推進
- b. 心を育む道德教育の推進
 - ・学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実
 - ・家庭や地域との連携による道德の授業公開や地域人材を活用した道德教育の充実
- c. いじめに対する学校全体での取り組みの充実
 - ・「いじめ防止基本方針」に基づく取り組み
 - ・いじめの未然防止に向けた学習会、研修会の実施
 - ・富士川町いじめ問題対策連絡協議会等による相談支援体制の整備
- d. キャリア教育、職業教育の推進
 - ・児童生徒が主体的に進路を選択・決定できる能力を養うためのキャリア教育の推進
- e. 少子化に対応した望ましい教育環境の実現
 - ・富士川町学校規模適正化基本方針に基づいた適正な学校配置の推進
- f. 家庭や地域、学校の連携による家庭教育、幼児教育の充実
 - ・地域における育児相談の機会や親子の交流等を通じた相談支援体制の充実
 - ・人間性豊かな人格や心の形成、育成のため、関係機関と連携した体験活動の充実
 - ・「ふじかわ子ども・子育てプラン」との連携を図った教育環境の充実

施策3

家庭・地域・学校の連携により、社会全体で子どもを育む環境づくりの推進

現状と課題

学校においては、児童生徒の状況に即応できる学校運営や家庭・地域に信頼される学校づくりが求められます。

また、学校に関する情報を学校だよりやホームページ等により、積極的に公開するとともに、保護者・地域住民の意向を学校運営に反映させ、地域の教育力を学校に取り入れる等、保護者や地域の信頼に応えつつ、3者が協働し児童生徒の成長を支えていく必要があると考えます。

子どもたちは家庭や学校、地域社会等の関わりの中で、実体験を基に子ども同士や大人との関係性を学び成長していきます。現在、異年齢集団での活動を通じて自主性・協調性を育むことを目的とした、大自然体験会や球技大会の開催など通じて青少年育成活動に努めています。今後も子どもたちが安心して生活し学習できる環境を確保することを課題とし、地域の大人が地域の子どもの守り育てる青少年育成活動を推進していくことが必要であると考えます。

子どもたちが変化の激しい時代をたくましく生きぬくためには、生涯学び続ける資質や能力、意欲を高めることが課題であり、読書が果たす役割は大変重要なものとなっています。子どもの読書習慣を確立するためには、家庭、地域、学校が一体となって読書に親しむ環境をつくることが必要となります。

施策の方向

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図るため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の支援に努めます。

また、体験活動や異年齢の交流活動等を通して、社会的な規範意識や様々な人とのコミュニケーションを図る態度や能力を育成し、社会の一員として自立して生きることの大切さを自覚できるよう、青少年健全育成活動に努めます。

更に、多様な学びの機会と情報を得るための読書環境を整備するとともに、学校・家庭や地域住民が相互に連携を深めながら、交通事故や犯罪から子どもたちを守るよう、地域の大人が一体となって安全・安心な子育て環境の整備を推進します。

取り組み施策

- a. 学校を核とした人づくり、地域づくりの推進
 - ・管内小中学校へのコミュニティ・スクールの導入促進
 - ・増穂南小学校学校運営協議会への支援の拡充
 - ・地域活動や体験活動への支援（地域と共に学ぶ会、ゆずっ子文化祭、鯉沢ばやし等）
- b. 地域と一体となった青少年の健全育成の推進
 - ・大自然の中での体験を通じた学びの場として、異年齢交流キャンプ等の開催

- ・親睦球技大会や生活指導推進会議等の地域ぐるみの健全育成活動事業の開催
- ・安全・安心な環境づくりのため、夜間防犯パトロールや朝のあいさつ運動等の推進
- c. 子どもの読書環境づくりの推進
 - ・子ども読書活動推進計画を策定し、読書環境づくりを推進
 - ・学校図書館と町立図書館との連携を深め、読書活動の充実を図る
- d. 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す子育て支援の充実
 - ・幼児期における質の高い教育の推進
 - ・配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実（子どもの虐待防止と相談体制の整備）
 - ・子育て家庭の生活を支える支援の充実（居場所の確保、子ども医療費助成制度、出産祝金）
- e. 安全・防災教育の充実
 - ・学校における体系的な防災教育に関する指導の充実
 - ・地震、火災、風水害を想定した実践的な避難訓練、災害図上訓練等の実施
 - ・児童生徒の登下校時の安全確保の推進（見守り活動、通学路安全点検の実施等）
 - ・危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する力」の育成

施策4

多様な人との関わりの中で、社会を生き抜く力を育む学校環境の整備

現状と課題

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点でもあり、災害時には地域の避難所ともなることから、その安全性を確保することが重要と考えます。施設の耐震化や様々な老朽化対策も実施してきましたが、まだ多くの施設において老朽化が進んでおり、修繕・改修箇所が残っていることから、今後も大きな財政負担が見込まれます。

そのため、施設の老朽化対策を財政負担の平準化を図りながら計画的に実施していく必要があります。

施策の方向

安全・安心で質の高い学校施設等の整備を図るため、富士川町学校施設長寿命化計画に基づいた計画的な施設整備の推進に努めます。また、第2次富士川町学校規模適正化基本方針に基づき、今後の児童生徒数の推移を考慮しながら、子どもたちにとってより良い教育の機会が確保できるよう、学校の適正な規模・配置の推進を図ります。

取り組み施策

- a. 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
 - ・学校施設の防災機能の強化（耐震化、長寿命化改修など）
 - ・学校設備等の点検による安全の確保（学校の防犯対策、建物の定期点検、消防保守など）
- b. 学校規模・学校配置の適正化の推進
 - ・学校規模適正化基本方針に基づいた、中学校の統合の推進
 - ・学校施設の移転の検討等、計画的な施設整備の推進

2. 夢と志を持ち、新時代の可能性に挑戦する力を育成する

施策1

超スマート社会（Society5.0）※1の到来に向けた情報教育の充実

現状と課題

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。近年、顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化が加速し、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになっていることです。

技術革新により開発が進んだAIが様々な判断を行ったり、身近なモノの働きがインターネット経由で最適化されたりする超スマート社会（Society5.0）の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されています。

本町では、この超スマート社会の到来に向け、GIGAスクール構想によって整備した、1人1台タブレットを活用し、これからの社会を生きる子どもたちにとって、コンピュータを理解し活用する力を身に付けることができる情報教育の充実が必要であると考えます。

さらに、超スマート社会においては、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のサービスを生み出すことができる人材の育成が求められています。

施策の方向

新学習指導要領において全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、学校のICT環境の充実を図るため、情報通信機器の整備を図ります。また、スマートフォン等の普及に伴い、子どもたちは、インターネット上にあふれた違法情報・有害情報に日常的にさらされている状況にあります。また、長時間利用による生活の乱れや、SNSを介したいじめ問題など、児童生徒の情報モラルを高める教育に努めます。

取り組み施策

- a. 学校のICT環境整備の充実
 - ・ICT整備計画に基づいた、情報教育機器の整備充実
- b. 各教科等の指導におけるICT活用の推進
 - ・ICTを活用した分かりやすい授業の充実
 - ・教職員の指導力向上に向けた学習会、研修会の実施
 - ・新学習指導要領に基づいた、プログラミング教育の充実
- c. 安全で快適な教育環境の整備
 - ・子どもたちの能力を高めるICT情報モラル教育の推進
 - ・スマートフォンやタブレット等の情報通信機器の安全、安心な利用に向けたメディアコントロール力を高める教育の推進

※1) 超スマート社会 (Society5.0) : ICTを最大限に活用し、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会。

※2) ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。通信技術を活用したコミュニケーション。

施策2

国際的な視野を持ち、グローバルに活躍する人材の育成

現状と課題

グローバル化や社会状況の急激な変化に対応し、学校教育の充実を図るためには、児童生徒を教え育てる教職員の資質向上が重要な課題です。また、近年、学校の役割はますます増える傾向にあります。

確かな学力を身につけさせる実践的指導力やいじめや不登校への対応、Society5.0時代を生きる児童生徒にふさわしい力を身に付けさせる、高度な指導力が必要になっています。

また、外国語指導助手 (ALT) や英語専科教諭等を有効活用しながら、小学校では外国語に触れる機会を増やし、自分と異なる言語や文化についての体験的な理解を深め、コミュニケーション能力の育成を推進していく必要があると考えます。

施策の方向

グローバル化による国際的な活動に対応できるように、共通語として中心的な役割を果たしている英語が使える人材の育成と、英語を使ったコミュニケーション能力の向上を図ります。また、国際社会への広い視野、国際的な理解と協調を身につけた人材の育成を目指して、英語教育・国際理解教育の充実を図ります。

取り組み施策

- a. 外国語教育・国際理解教育の推進
 - ・ALTや英語専科教諭等の配置によるコミュニケーション能力の育成

施策3

地球規模の課題に対応し、社会の持続的な発展を牽引する力の育成

現状と課題

グローバル化が進み、環境問題など現在では一国だけでは解決できない問題が山積しています。自国のことだけを考えるのではなく、地球的視野に立って問題を解決することが急務であり、多様な分野における人材育成の推進が必要となります。

施策の方向

地球規模の課題に対応した情報を収集し、提供することで広い視野と知識を養い、課題に目を向け解決する力を育成するための体制を作ります。

また、SDGs※3の要素や考え方も考慮しながら、地球規模の課題に対応した、持続可能な環境を整備します。

取り組み施策

- a. 地球規模の課題に対応する情報の収集と学習機会の提供
 - ・SDGsに関する資料の収集と課題解決のための支援
 - ・学校図書館との連携による子どもの学習環境の充実
- b. 環境にやさしい町の実現に向けた環境教育の充実
 - ・身近な環境問題について自ら考え、実践的に行動する力の育成（環境整備活動等）
 - ・地球温暖化による環境負荷低減に向けた循環型社会の推進（リサイクル活動等）
- c. 総合的な学習の時間等を活用した、地球規模の課題に対応した学習機会の充実

※3) SDGs (エスディーゼーズ) : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された2016年から2030年までの世界共通の目標。地球上の誰一人取り残さないことを目指し、世界が達成すべき17の目標(1、貧困をなくそう 2、飢餓をゼロに 3、すべての人に健康と福祉を 4、質の高い教育をみんなに 5、ジェンダー平等を実現しよう 6、安全な水とトイレを世界中に 7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8、働きがいも経済成長も 9、産業と技術革新の基盤をつくろう 10、人や国の不平等をなくそう 11、住み続けられるまちづくりを 12、つくる責任つかう責任 13、気候変動に具体的な対策を 14、海の豊かさを守ろう 15、陸の豊かさを守ろう 16、平和と公正をすべての人に 17、パートナーシップで目標を達成しよう)で構成される。

3. 自らの人生を設計し、生涯にわたって活躍できる環境を整える

施策1

人生100年時代を見据え、生涯にわたる学習活動を支える環境の充実

現状と課題

町には町民会館や地区公民館といった生涯学習施設があり、学習教室や文化活動等の地域住民の交流の場として利用されています。当該施設を継続して利用していくため、施設の維持管理や必要な支援に努めていくとともに、多様化する学習ニーズに応じた学習機会や情報提供の場を充実させる事が課題です。

また、図書館法に基づく『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』※1を満たした公立図書館を建設し、乳幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資する施設の整備が必要であります。

施策の方向

生涯を通じて学ぼうとする町民に、必要とする資料・情報を提供し、知識を得る喜びや生きがいを感じる学習機会を整えるとともに、身近な公民館活動の促進や支援体制の充実、いつでもどこでも学ぶことができるような学びのきっかけや参加機会を拡充し、一層の社会教育メニューの充実に努めます。

取り組み施策

- a. 生涯学習を支える図書館機能の充実
 - ・町立図書館を建設し、地域のニーズに対応した情報収集と提供の場として生涯学習を推進
 - ・図書館資料の充実と利用の促進
 - ・町民一人ひとりの問題解決や人生設計に役立つキャリア教育のための情報収集と学習機会の提供
 - ・SNSによる資料や学習機会などの情報提供
- b. 学校図書館や保育機関との連携
 - ・子どもの年齢に応じた読書環境の整備のため、学校図書館や保育機関と連携し、資料と学習機会を提供
 - ・子どもたちの課題解決のため、県内公共図書館との相互利用による情報提供と読書環境の充実
 - ・司書の資質向上のための研修及び情報交換による、質の高い読書環境の推進
- c. 町民一人ひとりが安心して気軽に活用できるよう町民会館の利用環境の整備
 - ・老朽化する施設における必要な保守及び修繕を実施し、施設の長寿命化の推進
- d. 公民館活動の充実
 - ・中央公民館の利用促進と公民館活動の充実
 - ・地区公民館が生涯学習拠点として機能するよう修繕整備に向けた補助金制度の助成
- e. 生涯を通じた多様な学習機会の提供
 - ・町民の学習意欲や参加意欲を喚起する各種生涯学習講座の実施

- ・各種生涯学習講座への参加促進のため、SNS等を活用した情報提供の充実

※1)図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)の第二 公立図書館 第一項 市町村立図書館において、管理運営・図書館資料・図書館サービス・職員について望ましい基準を定めている。



(町立図書館を合築する富士川地方合同庁舎外観)



(富士川町立図書館エントランス)

施策 2

ライフステージに応じて、誰もがスポーツに親しむことができる環境の充実

現状と課題

スポーツ協会各専門部、スポーツ少年団、かじまるスポーツクラブなど活発にスポーツ活動を行っており、各種スポーツ教室やスポーツ・レクリエーション祭等を開催し、子どもから高齢者が参加できる機会の充実を図っています。

これらの各種団体に属さない町民のライフステージに応じた、スポーツ活動に親しむ環境整備を充実することやより多くの町民が参加できるようニーズに応じたスポーツ教室やファミリースポーツ活動を充実させ、楽しみながらスポーツ活動を通じ、健康増進を推進していくことが課題です。

施策の方向

生涯にわたり、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて、スポーツ活動に親しむことができる環境を整えます。

また、スポーツ協会やかじまるスポーツクラブ等の各種団体との連携や町民との協働により、地域のスポーツ環境を整えます。

健康で活力に満ちた長寿社会の実現には、スポーツを通じた生涯にわたる健康増進が不可欠となることから、町民が生涯を通してスポーツへの参画機会を増やす環境を整えます。

取り組み施策

- a. 町民全体のスポーツ参画の推進
 - ・生涯を通してスポーツレクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ教室の充実
 - ・町民のニーズに合わせた事業の実施及び見直し
 - ・地区単位に出向いての出前講座を実施
- b. 社会体育施設の有効利用と環境整備の促進
 - ・町民体育館建設の促進
 - ・各スポーツ公園の整備と管理運営体制の充実
 - ・安心・安全に社会体育施設を使用できるよう整備、充実の推進
- c. スポーツ団体の支援
 - ・かじまるスポーツクラブの育成支援
 - ・スポーツ協会、スポーツ少年団の加入促進や自主活動団体の育成支援
 - ・指導者の育成支援
- d. スポーツを通じた生涯にわたる健康増進の推進
 - ・町民が生涯を通してスポーツ・レクリエーション、ファミリースポーツ活動に親しめるよう、町民皆スポーツ活動の推進
 - ・公民館活動などと連携し、健康づくり教室など、日常生活に身近なスポーツ環境づくりの推進
 - ・いつでも、どこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツの研究、普及、情報提供の推進
 - ・観光面と共催して地元の自然を体感する、健康増進トレッキングの推進

施策3

地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実

現状と課題

文化芸術の活動拠点として、町にはますほ文化ホールがあり、コンサート等の芸術鑑賞機会を提供する場として、また、町民の活動発表の場として幅広く利用されています。町民の文化意識の醸成や高揚のため、ますほ文化ホールの維持管理を継続するとともに、文化協会団体への活動支援が必要となります。文化協会に所属する文芸愛好者の高齢化が進む中、各専門部の育成支援と活動支援を図ることが今後の課題です。

郷土の伝統芸能や文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で、欠くことのできない資産です。町内には、国指定2、県指定11、町指定41、国登録6の文化財があり、これらの歴史的資産や伝統文化を保存及び継承していく必要があります。伝統芸能等の無形文化財については、継承者を確保していくことが重要な課題であり、有形文化財については、適切な維持管理や保護保全をしていくための支援の充実や、歴史的資産の利活用のための施設整備を推進していく必要があります。

施策の方向

心のゆとりと豊かさを育み実感できるよう、文化芸術の振興体制を充実させ、優れた文化や芸術にふれ合える機会づくりや既存の文化団体等への支援に努めます。

また、町の文化財や歴史資産の調査を継続し、適切な保護・保全・継承に努めるとともに、富士川舟運を中心とした文化財等の資料展示施設や、町にゆかりのある人物を紹介する施設の整備を進め、町の歴史や文化を学ぶ場として当該施設を利活用した町づくりを推進します。

取り組み施策

- a. 文化芸術に親しむ機会の充実
 - ・作品展示や発表会などの場の提供に努め町民が積極的に参加できる住民参加型文化活動の推進
 - ・文芸教室や寺子屋学級等を開催し、相互研修による文化交流活動の推進
 - ・文化芸術に触れる機会を増やすための常設展示が可能な施設の検討
 - ・文化意識の醸成や高揚のため、町広報誌等による情報発信の充実
- b. 文化芸術活動への支援
 - ・文化協会などの地域活動の母体となる団体の育成や支援
 - ・各種文化団体の自主的な文化活動への支援
- c. 文化財の保護・活用と伝統芸能の継承
 - ・文化財の新規発掘及び保護・活用のための維持管理の推進
 - ・地域の伝統芸能文化の継承と、継承のための保護団体への助成支援の充実
 - ・老朽化する指定文化財の修復や保全の推進及び支援
 - ・地域文化や歴史の保存と継承のため、資料整理等の推進

- ・文化財をはじめとする歴史資産や多彩な特技を持った町にゆかりのある人物を後世に継承するための歴史文化施設の整備
 - ・計画中の歴史文化施設の学習の場としての利活用と、町の歴史や文化の情報発信の推進
- d. 文化施設の管理及び機能整備の充実
- ・文化ホールの指定管理者制度による管理運営体制の強化
 - ・施設利用者の利便性向上のための計画的な施設及び機能の整備

第二次富士川町教育振興計画

令和4年5月 発行

策定・発行 富士川町教育委員会

〒400-0601 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1639番地1

TEL 0556-22-5361 / FAX 0556-22-5392